海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十五号

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の施行期日は、平成二十五年十一月三十日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十六号

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令

内閣は、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第二条第二号及び第四号、第七条第二号ロ、ヌ及びル並びに第十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（海賊多発海域）

第一条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める海域は、北緯八度五十二分東経七十八度八分の点と北緯六度五十六分東経七十九度五十四分の点を結んだ線、北緯七度二分東経八十一度五十分の点、南緯十度東経八十一度五十分の点及び南緯十度東経三十九度四十八分の点を順次結んだ線、北緯二十五度五十九分東経五十六度二十四分の点と北緯二十五度五十分東経五十七度十九分の点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）に限る。）とする。

（法第二条第四号の政令で定める物資）

第二条　法第二条第四号の政令で定める物資は、原油とする。

（小銃の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）

第三条　法第七条第二号ロの政令で定める病気は、次に掲げるものとする。

一　統合失調症

二　そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）

三　てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないものの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）

四　前三号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

（人の生命又は身体を害する罪等）

第四条　法第七条第二号ヌの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条から第七十九条まで、第八十一条、第八十二条、第八十七条、第八十八条、第九十三条、第百六条（同条第三号を除く。）、第百八条、第百九条若しくは第百十条第一項に規定する罪、同法第百十一条第一項に規定する罪（同法第百九条第二項の罪を犯す行為に係るものに限る。）、同法第百十二条に規定する罪、同法第百十七条第一項に規定する罪（同法第百十条に規定する物を損壊する行為にあっては、当該物が自己の所有に係るときを除く。）、同法第百十八条第一項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）、同条第二項若しくは同法第百十九条、第百二十条、第百二十四条第二項、第百二十六条、第百二十七条、第百二十八条（同法第百二十六条第一項又は第二項に係る部分に限る。）、第百四十四条から第百四十六条まで、第百八十一条、第百九十六条、第百九十九条、第二百二条から第二百五条まで、第二百十三条後段、第二百十四条から第二百十六条まで、第二百十八条、第二百十九条若しくは第二百二十一条に規定する罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的でする行為に係るものに限る。以下この号及び次条第一号において「加害目的略取罪等」という。）、同法第二百二十七条第一項に規定する罪（加害目的略取罪等を犯した者を幇助する目的でする行為に係るものに限る。以下この号及び次条第一号において「加害目的略取幇助罪等」という。）、同法第二百二十七条第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的でする行為に係るものに限る。以下この号及び次条第一号において「加害目的被略取者引渡し罪等」という。）、同法第二百二十八条に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幇助罪等又は加害目的被略取者引渡し罪等に係る部分に限る。同号において「加害目的略取未遂罪等」という。）又は同法第二百四十条、第二百四十一条後段、第二百四十三条（同法第二百四十条に係る部分に限る。）若しくは第二百六十条後段に規定する罪

二　爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条、第二条又は第四条に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的でする行為に係るものに限る。）

三　決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）第二条又は第三条に規定する罪

四　暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯す行為に係るものに限る。）、暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ二に規定する罪又は同法第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯した者がする行為又は人を傷害する行為に係るものに限る。）

五　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条に規定する罪（刑法第二百四十条前段の罪を犯す行為に係るものに限る。）

六　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十九条の二に規定する罪

七　航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第二条に規定する罪

八　人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第百四十二号）第二条に規定する罪

九　火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）

十　人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第四条に規定する罪